

(別紙)

薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成26年厚生労働省令第8号）附則第4条第3項に基づく事項

1. 販売又は授与する医薬品に関する事項

販売又は授与する医薬品の区分	<input type="checkbox"/> 第1類医薬品 <input checked="" type="checkbox"/> 指定第2類医薬品 <input checked="" type="checkbox"/> 第2類医薬品（指定第2類医薬品を除く。） <input checked="" type="checkbox"/> 第3類医薬品
----------------	---

\* □については、該当するものにレ印をつけること。

\* 上記において「該当する」場合とは、一般消費者に対して販売又は授与する場合を指すこと。

2. 相談時・緊急時の連絡先に関する事項

相談時・緊急時の連絡先	0852-22-XXXX (FAX:0852-31-XXXX) Mail:matue-hc.haichi@shimane.ne.jp
-------------	---